

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）について

1. 改正の背景

近年、都市内の商店街等を中心として、比較的小規模な上屋を活用し、貨物流通事業者、地方公共団体等の地域の関係者が協働して共同輸配送を行う動きが活発化している。このような地域における物流効率化の取組みは、単なる事業者間の連携にとどまらず、地域の取組みとして、道路混雑の解消など地域における物流のボトルネックの解消につながることから、我が国の成長力の強化や環境負荷の低減を図る観点からも重要であり、これら関係者が協働した商店街等における共同輸配送の取組みを促進していく必要がある。

そのため、我が国経済の成長力の強化や環境負荷の低減の観点から、末端物流の効率化を図ることを目的として、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」（平成17年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

商店街の区域内等において、複数の関係者の協働による共同輸配送に用いられる上屋を、本法の特定流通業務施設として位置づける。具体的には、商店街の区域内等で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地し、貨物流通事業者や中小事業者が他の事業者と連携して実施する流通業務総合効率化事業の用に供する上屋に関する施設基準（立地要件、規模要件等）を追加する。

3. 今後の予定

公布：平成21年8月中旬

施行：平成21年8月中旬